

別紙

諮問第1432号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした別表2に掲げる部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った『児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会』及び部会資料、議事内容一式（全て）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年10月3日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に係る対象公文書には、都及び関係団体の内部又は相互間における検討に関する情報が含まれており、これを公にすることにより、率直な意見交換及び適正な意思決定が損なわれるおそれがあるため、条例7条5号により、その一部を非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年1月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月27日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年6月25日（第219回第二部会）から同年10月22日（第222回第二部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会について

東京都内においては、区市町村が設置する子供家庭支援センターが児童相談の第一義的窓口として、東京都が設置する児童相談所が専門性の高い困難事例の対応窓口として、それぞれが児童虐待の事案に対して連携して取り組んでいる。しかし、設置主体が異なる両者間での情報共有や各事案に対する見解が一致しない場合の迅速対応への課題等もあり、児童虐待防止等の観点から、東京都と特別区とでそのあり方について検討する場として、東京都及び特別区の児童相談行政を所管する部署を中心とする幹部職員で構成された、児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会（以下単に「検討会」という。）が設けられた。

検討会は平成24年2月から平成27年11月までに計6回、検討会部会は平成24年3月から平成27年11月までに計9回、それぞれ開催され、主に東京都から特別区への児童相談行政の移管について議論された。

なお、児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）12条により都道府県に設置が義務付けられているものであるが、平成28年の同法改正により、特別区においても設置可能となった。これにより、令和2年4月に世田谷区及び江戸川区が、同年7月に荒川区が、令和3年4月に港区が児童相談所を設置しており、さらに、一部を除く各区が今後の設置を表明していることから、東京都と児童相談所の設置を希望する区との個別の協議は継続している。

イ 東京都児童福祉審議会について

東京都児童福祉審議会は、東京都児童福祉審議会条例（平成12年条例第33号）に基づき、児童等の福祉に関する事項を調査審議するための知事の附属機関であり、児童福祉法に基づく児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関である。平成22年期中においては、専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）が設けられ、同専門部会が平成23年8月から平成24年9月まで計9回、本委員会が平成22年11月から平成24年9月まで計5回、それぞれ開催されている。

ウ 都区財政調整について

都区財政調整制度は、東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、東京都が法定の都税の一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、東京都と特別区及び特別区相互間の調整を図るものである。

令和2年度に係る都区財政調整において、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、特例的な措置として特別区の配分割合を増やしているが、令和4年度に配分割合のあり方について、東京都と特別区との間で改めて協議を行うこととされている。

エ 本件開示請求及び本件対象公文書について

実施機関は、本件開示請求に対して別表1のとおり対象公文書を特定し、このうち別表2に掲げる本件非開示情報1から4までを非開示とする一部開示決定を行った。

オ 本件非開示情報の非開示の妥当性について

(ア) 本件非開示情報1から3までについて

審査会が見分したところ、本件非開示情報1から3までは、第1回から第6回までの検討会及び第1回から第6回までの検討会部会における、次第に記載された配布資料名、資料名又は検討議題名及び資料名であることが確認された。

審査会が検討したところ、これらの非開示情報のうち、「東京都福祉保健局資料」、「都側提出資料」又は「区側提出資料」と記載された部分については、いずれも資料の作成主体を示すだけの名称であり、公にすることで東京都と特別区との信頼関係を損ね、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあるとまでは認められず、条例7条5号に該当しないことから、開示すべきである。

その余の非開示部分については、検討会及びその部会での検討内容が推測されるおそれがあることで、東京都と特別区との信頼関係を損ね、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあるとしても不自然ではなく、条例7条5号に該当することから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において検討会が現在開催されてい

ないことをもって東京都と特別区との間で率直な意見交換及び適正な意思決定が損なわれるおそれが低い旨主張するが、東京都と児童相談所の設置を希望する区との個別の協議は継続しているのであるから、審査請求人の主張は採用することができない。

(イ) 本件非開示情報4について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、第1回から第6回までの検討会及び第1回から第9回までの検討会部会における、配布資料であることが確認され、その内容から検討会及び検討会部会の出席者による当日の発言内容が推測されるおそれがあることが認められる。

また、実施機関の説明によれば、検討会における配布資料は、東京都と特別区との双方で非公開とする取決めをした会議体において提示されたものであり、これを公にすることは、両者の信頼関係を著しく損ない、適正な意思決定を行う上での大きな妨げとなり、児童相談行政に支障を及ぼすおそれがあることに留まらず、これを契機とした都区財政調整の協議にも影響を及ぼすおそれがあるため、繊細な対応が求められるとのことであった。

審査会が検討したところ、配布資料のうち、東京都が提出したものの中には、東京都児童福祉審議会で使用された資料と全く同じか、又はほぼ同じ内容のもの、及び東京都児童相談所の事業概要の2011年版が含まれていることが認められた。東京都児童福祉審議会で使用された資料は、条例35条1項3号に規定する公表の対象となる情報で、東京都福祉保健局のウェブサイトで公表されているものである。また、前記事業概要は東京都の局・所において毎年作成されている印刷物で、前年度の事業実績及び現年度の事業計画に関する記述を中心に、組織、担当事務、沿革、予算及び決算の状況等を記載したもので、都政資料として保管利用するために作成されたものであり、直近数年分のもは東京都福祉保健局ウェブサイトにも掲載されているものである。これらについては、東京都が誰でも閲覧可能な資料として作成したものを検討会の資料としてほぼそのままの形で使用したもので、既に広く周知されている情報であることから、公にすることで、東京都と特別区との信頼関係を損ね、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあるとまでは認められず、条例7条5号に該当しないことから、開示すべきである。

その余の配布資料は、特別区が作成に関与しているものや、検討会のために双方の検討内容、データ等を取りまとめたものであり、公にすることで、東京都と特別区との信頼関係を損ね、率直な意見交換又は適正な意思決定が損なわれるおそれがあるとしても不自然ではなく、条例7条5号に該当することから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書において検討会が現在開催されていないことをもって東京都と特別区との間で率直な意見交換及び適正な意思決定が損なわれるおそれが低い旨主張するが、東京都と児童相談所の設置を希望する区との個別の協議及び児童相談行政に係る都区財政調整の都区間の協議は継続しているの
であるから、審査請求人の主張は採用することができない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

【別表1】

対象公文書	
1	「第1回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」次第
2	「第1回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」配布資料
3	「第2回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」次第
4	「第2回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」資料
5	「第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」次第
6	「第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」資料
7	「第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」次第
8	「第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」資料
9	「第5回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」次第
10	「第5回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」資料
11	「第6回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」次第
12	「第6回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」資料
13	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第1回部会」次第
14	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第1回部会」配布資料
15	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第2回部会」次第
16	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第2回部会」配布資料
17	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第3回部会」次第
18	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第3回部会」配布資料
19	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第4回部会」次第
20	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第4回部会」配布資料
21	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第5回部会」次第
22	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第5回部会」配布資料
23	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第6回部会」次第
24	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第6回部会」配布資料
25	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第7回部会」次第
26	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第7回部会」配布資料
27	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第8回部会」次第
28	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第8回部会」配布資料
29	「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 第9回部会」次第

【別表2】

対象公文書	非開示情報	非開示部分	非開示理由
1、13、15、17、19、21、23	1	配布資料名	都及び関係団体の内部又は相互間における検討に関する情報であり、公にすることにより率直な意見交換及び適正な意思決定が損なわれるおそれがあるため【条例7条5号】
3	2	資料名	
5、7、9、11	3	検討議題名及び資料名	
2、4、6、8、10、12、14、16、18、20、22、24	4	都及び各区の発言・検討内容	

【別表3】

対象公文書	開示すべき記載又は配布資料名
1	東京都福祉保健局資料
1、13、17、19、21	区側提出資料
15、17、19、21	都側提出資料
3	東京都児童福祉審議会の提言（概要）
15	要保護児童対策地域協議会「進行管理会議」の実施状況について
17	児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（「東京ルール」）
21	東京都児童福祉審議会提言案（骨子） 児童虐待 ー地域・関係機関における対応力のさらなる強化に向けてー
2	地域における要支援家庭の早期発見・早期対応について
2	要保護児童への援助と地域ネットワーク
2	区市町村児童虐待対応力向上支援事業の概要
2	東京都児童相談所 事業概要 2011年（平成23年）版
2	東京都児童福祉審議会専門部会
2	児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて（仮称）

2	児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて 課題の整理
2	緊急提言
2	対応困難ケースの状況（平成22年度東京都児童相談所虐待等相談調査より）
2	保護者指導措置したケースの指導内容について（平成23年度東京都児童相談所虐待等相談調査より）
2	東京都の取組（児童相談所強化・地域支援）
2	東京都児童福祉審議会 第1回専門部会における主な御意見（児童虐待地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）－事務局まとめ－
2	第3回 東京都児童福祉審議会専門部会（児童虐待 地域・現場での対応力のさらなる強化に向けて）－事務局まとめ－
2	【地域支援ネットワークの強化】 検討の視点と解決の方向
2	【地域支援ネットワークの強化】（児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化の方向）
2	保護者援助における連携に向けて
2	平成22年度子供家庭支援センター相談体制調査の集計結果について
2	児童相談体制（チーム制）の強化 23年度～
2	東京ルール（児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール）の概要
2	児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール（児童相談所と区市町村間における「東京ルール」）
2	リスクアセスメントシート（H21. 4. 1新バージョン）
2	【家庭復帰のためのチェックリスト】
4	部会構成員
4	東京都児童福祉審議会提言【概要説明資料】 虐待から子どもたちを守るために－地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて－
4	東京都児童福祉審議会提言【概要版】 虐待から子どもたちを守るために－地域・関係諸機関における対応力のさらなる強化に向けて－
16	要保護児童対策地域協議会「進行管理会議」の実施状況について
18	東京ルール（児童虐待相談等の連絡・調整に関する基本ルール）の概要
22	東京都児童福祉審議会提言案（骨子） 児童虐待 －地域・関係機関における対応力のさらなる強化に向けて－